

写

別紙様式第2号（第3関係）

令和3年5月28日

奈良市議会議長 三浦 教次 様

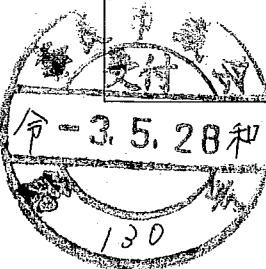
回答者 奈良市長 仲川元庸



### 文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく松下幸治議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	仲川市長の政治姿勢について
回答内容	<p>①覚書の法的位置づけについて</p> <p>一般的に「覚書」は、当事者間のメモであり法的拘束力はないとされます。しかしながら、文書の法的拘束力の有無は、「契約」「協定」「覚書」等の名称にかかわらず、文書の実態により判断されるものであり、覚書においても、それが合意文書である以上、一定の拘束力があるものと考えられます。</p> <p>今回の覚書は、新斎苑事業への合意を示す協定書の締結に向けて市と自治会とが協議を重ねる中で、その過程において共通認識に達した事項を覚書として締結したものですので、双方の合意事項として一定の拘束力はあるものと考えております。</p> <p>ただし、地元の皆様の意向を尊重し、40年、60年先の社会情勢等については想定できないこともお互いに十分認識した上で、信頼関係に基づき締結した文書ですので、供用開始後60年を使用限度とすることとしているものの、40年を目途に協議することとしているほか、定めた内容に疑義が生じた場合についても協議する等、一般的な「契約」とは異なるものと考えております。</p>



す。

②新斎苑に係る覚書が契約である場合について

今回の覚書は上記のとおり、市と自治会の双方が、将来の事情変更の可能性と、それに基づく合意内容の変更可能性を十分認識し、現時点における双方の信頼関係に基づいた合意事項として締結したものです。

覚書の合意事項自体は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に照らし、地方自治法第96条第1項第5号の規定による予定価格150,000千円以上の工事又は製造の請負の契約ではなく、また、同項第8号の規定による予定価格20,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いの契約でもないことから、議会の議決を要するものではないと考えます。

③令和3年（行ノ）第17号 損害賠償請求等履行請求上告受理申立事件について

ご指摘の事件につきましては、令和3年2月26日に大阪高等裁判所から言い渡された判決の内容に一部不服があることから、令和3年3月8日付で上告受理申立書を提出し、最高裁判所において改めて判断を仰ごうとするものです。本市といたしましては、上告審で市の主張が認められるよう全力を尽くす所存であります。

そもそも本訴訟は行政事件訴訟であり、そこでの違法性と刑事事件の違法性は別物であると考えます。また、「背任罪で実刑判決となる可能性が高い」との認識は持っておりません。

④仲川市長が背任罪で実刑判決になった場合について

公職選挙法では、第99条において「当選人は、その選挙の期

日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う」とされており、また被選挙権を有しない者について、同法第11条及び第11条の2に規定しています。そのため、これらの規定に該当する事象が発生した場合は、市長は失職し、あらためて市長選挙を行うことになりますが、本案件につきましては、刑事事件での背任罪を構成するような事案ではないものと考えております。

#### ⑤給付金等の申請における広報不足について

生活に困っておられる方への制度としては生活困窮者等自立支援事業や住居確保給付金等があります。生活困窮者等自立支援事業においては、事業周知のため、関係機関や各図書館、近鉄奈良駅等でのチラシの配布や、市営住宅等でのポスティング等を行っております。また、住居確保給付金においては、支給条件の変更等について、しみんだより、市ホームページ等での周知に努めております。

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けているとされる、低所得の子育て世帯に対する国の「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」につきましては、児童扶養手当の支給を受けている方は原則申請不要ですが、申請が必要な方もおられるため、しみんだよりや市ホームページでの周知はもちろんのこと、対象となる可能性がある児童扶養手当の支給を受けていないひとり親世帯の方にもお知らせ文書を送付する等、様々な機会を捉えて周知に努めしております。

企業等については、事業者や業種団体等へのヒアリングをもとに、対象とする業種の選定や売上減少率の要件を設ける等を行うことで、特に影響を受けている事業者に支援が行き届くよう努めているところです。

また、企業等への制度の広報については、現在実施している取組が緊急的なものとなることから、少しでも早く事業者に周知するため奈良商工会議所や業種団体等と連携し、対象事業者へのダ

イレクトメールの発送のほか、あらゆる手法を活用して事業者への周知に努めているところです。

⑥市民及び企業等事業者の困窮状況について

市民生活においても、企業や飲食店等の経営状況の悪化や休業等による失業、雇用環境の不安定化が長引くことにより収入が減少し、住居確保給付金や緊急貸付事業の利用状況から、生活に困窮しておられる市民の方々がおられるということは強く認識しております。これらの制度の周知を徹底し、生活に困っておられる方への支援が滞ることのないよう、迅速な対応に努めております。

例えば、ひとり親家庭を対象としたアンケート調査を実施し、コロナ禍での状況を把握したことをきっかけとして、フードバンク事業の立ち上げにつながりました。

また、事業者や奈良商工会議所、商店街、業種団体等へのヒアリングの実施や民間調査会社の調査結果等をもとに、市内企業等事業者の置かれている状況の把握にも努めています。

(担当部局：総務部 法務ガバナンス課

市民部 斎苑管理課

福祉部 福祉政策課

子ども未来部 子ども育成課

観光経済部 産業政策課 )

受理日 3年5月28日